

(様式2)

「第7期京丹後市障害福祉計画」の概要（案）

1 趣旨

障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。障害のある人本位のサービス提供を行うことを基本に、障害のある人一人ひとりの状況に配慮した適切なサービスと必要な量を提供・確保できるよう、数値目標やサービス見込量を定め、障害福祉サービスの整備・充実に努めるものです。

2 計画の内容について

国が示した基本指針に基づき、第6期計画の数値目標及びサービス見込量の見直しを行うものです。

定める（見直す）こととされている事項は次のとおりです。

- (1) 令和8年度の福祉施設の入所者の地域生活への移行人数
- (2) 令和8年度の精神病床における1年以上長期入院患者数
- (3) 令和8年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- (4) 令和8年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村の地域生活支援事業及び障害児通所支援などの種類ごとの必要な見込量

3 計画の目標について（成果目標）

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括システムの構築（にも包括）
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行など
- (5) 障害児支援の提供体制の整備など
- (6) 相談支援体制の充実・強化など
- (7) 障害福祉サービスなどの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

4 計画の期間について

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

5 施行期日について

令和6年4月1日から施行します。